

返還免除対象施設一覧

法律	根拠条文		施設等種別
児童福祉法	第6条の2の2第2項		児童発達支援「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」
	第6条の2の2第3項		放課後等デイサービス「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」
	第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	第6条の3第2項	放課後児童健全育成事業
	第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	第6条の3第7項	一時預かり事業
	第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	第6条の3第13項	病児保育事業
	第7条		助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
	第12条の4		児童を一時保護する施設(児童相談所)
	第18条の6		指定保育士養成施設
	第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	第6条の3第9項	家庭的保育事業
第6条の3第10項		小規模保育事業	
第6条の3第11項		居宅訪問型保育事業	
第6条の3第12項		事業所内保育事業	
第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち右記に掲げるもの		① 法第59条の2の規定により届出をした施設	
		② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
		③ 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		④ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
		⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
学校教育法	第1条	教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園	
		「認定こども園」への移行を予定している幼稚園	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号		離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定		企業主導型保育事業